

ゆっくり休んで  
人間らしい生活を。

心を豊かにする  
ためにも労働時間は  
週35時間に！

## 時短の実現は

# 企業への法規制強化と 労働者の力で！

早く帰って家族と  
ゆっくり過ごす  
時間を増やしたい。

自分時間が  
欲しい。

政府・財界の  
狙いは

## 「法律違反をすり抜ける」仕組みづくり

政府・財界は、長時間労働の規制など働くルールの最低基準を下回る違法な労働条件を、労働者と使用者の話し合いだけで合法とする仕組みを作ろうとしています。職場のルールを決める当事者である労働組合を、活性化するといいつながら具体的な提案は何もされていません。



他にも

### 協定締結する単位を、事業場から本社一括へ

36協定など協定を締結する単位を事業場から本社一括でもできるようにすることを狙っています。これでは各職場の労働組合や労働者の意見が反映されにくくなり、労働者の権利がないがしろにされる危険性があります。

さらに

### 長時間労働をすすめる

労働時間については、時間外・休日労働の上限時間の規制強化は何もしないどころか、あらかじめ決めた時間を働いたものとみなして賃金を支払うため長時間労働につながる裁量労働制の対象業務の拡大をしようとしています。

## 政府・財界の狙いが現実となれば...

時間外・休日労働が使用者の都合で何時間でもOKに。

どんな職場でも裁量労働制が導入され、労働時間は管理されず、成果を求められて長時間労働。

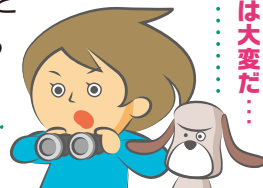
職場の実態を知らない本社で協定が結ばれ、無理な長時間労働をさせられる。

ダブルワークの割増賃金の1日の通算制度を廃止され、副業・兼業が当たり前の社会に。不安定・細切れの雇用ばかりで低賃金、社会保障が受けられない社会に変貌。

### 長時間労働が合法となる 仕組みはこれ

労基法の原則は1日8時間労働ですが、36条(時間外・休日労働)や33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)はその原則を超えて働かせることも合法となっています。

これは大変だ...



だから!

## 労働者の生活を守る規制と労働組合が必要!

長時間労働の法規制強化で労働者の生活を守ることが必要です。そのためには、法定労働時間を1日7時間・週35時間にし、残業時間の規制強化、割増賃金率の引き上げなどの実現が不可欠です。また、労働組合つぶしや排除を禁止し、労働者の代表として尊重され、労使対等の立場で議論ができる体制の確立とそれができる労働組合が必要。そうでなければ、賃下げなしの労働時間の短縮は実現しません。

おすすめの  
学習動画は  
こちら



# 労働基準法の規制を強化し、 長時間労働根絶・労働時間短縮を求める請願署名

## 請願趣旨

現在、過労死・過労自死が後を絶えず、「働き方改革」による長時間労働削減・根絶も実現していません。低賃金・長時間労働が前提の労働条件で、人材も集まらず、慢性的な人手不足により長時間労働が解消されないという負の連鎖に陥っている職場も少なくありません。今、労働者が求めているのは、長時間労働の根絶、賃下げなしの労働時間の短縮です。

政府はこの間、「働き方の多様化」を理由に労働基準法の規制緩和を実施してきました。裁量労働制、高度プロフェッショナル制度など労働時間ではなく、成果など評価で決まる制度を導入し、健康の確保といいながら労働時間の管理を使用者から自己管理にする流れを作ってきました。そのような中、厚生労働省内での研究会や審議会では労働基準法の最低基準を下回る働かせ方・働き方を労使が話し合って決める仕組みづくりについて議論され、ますます労働時間の規制緩和が広がろうとしています。

加えて、労働時間の規制強化はもとより、実効性のある職場のルールづくりに不可欠な労働組合の確立・活性化が必要と考えます。

については、労働時間のあり方等にかかわって、以下の事項の実現を求めます。

## 請願項目

- 法定労働時間を1日7時間、週35時間にすること
- 長時間労働につながる時間外・休日労働の特別条項や裁量労働制は廃止すること。  
また、勤務間インターバル制度は11時間以上を義務化し罰則規定を盛り込むこと
- 副業・兼業の通算割増賃金制度は廃止せず、確実に支払う制度にすること。  
また、時間外・休日・深夜労働に伴う割増賃金率を引き上げること
- 労働組合の活動を保障するための措置を講じること。また、労働組合潰しや不誠実な団体交渉など支配介入・不当労働行為に対して罰則規定も含めた規制強化をはかること
- 労働行政の機能を強化し、人員を増やすこと

※この署名は国会請願以外の目的に個人情報を利用されることはありません。  
※氏名・住所の記入欄に「//」「同上」は不可。住所は番地までお書きください。

氏名	住所
	都道 区市 府県 町村
	都道 区市 府県 町村
	都道 区市 府県 町村
	都道 区市 府県 町村
	都道 区市 府県 町村

取扱団体：労働法制中央連絡会・国民春闘共闘委員会・全国労働組合総連合

連絡先：〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F 全労連 / TEL:03-5842-5611 / FAX:03-5842-5620